

# 一〇 自然の災害

## 1 冷害凶作

大正二年の凶作

この年五月以来気温は平均二度以上低冷で、作柄は極めて不良であった。荻伏村においては「本年は気温稀なる冷気にして、耕作物は生育がおくれ加えて八月二十七日の大暴風雨のため大なる損害を受け茲に近年稀有の凶作となつた。大豆一反歩平均二斗八升八合強、小豆四升九合強、水稻は収穫皆無であつた」と記録に見えている通り、非常な凶作であつた。但し夏作が相当であつたので農家は辛うじて生計を支えることが出来た。

日高は漁村を除いて罹災八ヶ村二、一〇七戸に及び、そのうち七七二戸は救済を要すべきものであつた。北海道庁ではこれが対策として庁内に凶作救済会を設け、全国より義金を募り極力之が救恤につとめた。管内の給与は一、〇二〇戸七、六五〇円に達した。なお道庁及び町村は救済土木事業をおこし、或は漁夫にあつせんし、また資金の貸付も行われた。婦女子の身うりについては蔽に警戒された。

日高 災害史年表

大正	全道米の収 穫高(反当) 石	日高の米の 取穫高(反 当)石	荻伏村 の作柄	荻伏村における自然の災 害	歌留村における自 然の災害	大雪(十月十二日) 大凶作	平取村の自然の 災害	火災、地震、そ の他
二	一、三二八	一、三二八	凶	気温低く八月大暴風、大豆反当二年八升、小豆四升九合、米皆無	大凶作	凶、九月結氷に 近い	類似大火	

一〇 自然の災害

二一七

第四編 新時代への歩み

二一八

昭和	全道米の収 穫高(反当) 石	日高の米の 取穫高(反 当)石	荻伏村 の作柄	荻伏村における自然の災 害	歌留村における自 然の災害	大雪(十月十二日) 大凶作	平取村の自然の 災害	火災、地震、そ の他
七	一、四五六	一、三九五	豊	洪水(九月)	大豊作			
六	一、五一一	一、四一五	豊		大豆不作(キタバ ニ蛾)			
五	一、四六二	一、五〇三	豊		大小豆豊作			
四	一、二八五	一、一八一	豊		水稲不作(出水、 イモチ)		沙流川氾濫	
三	一、三二二	一、四〇八	豊		不作、天候不良			
二	一、二二〇	一、四一九	豊					
一	一、四五四	一、五〇九	豊					
〇	一、五四四	一、二五六	豊					
九	一、二六二	〇、八〇四	豊					
八	一、三三〇	〇、七五五	豊					
七	一、四一五	一、一一三	豊					
六	一、六五三	一、五〇二	豊					
五	〇、七八八	〇、六三〇	豊					
四	一、六五二	一、五五四	豊	五月八月洪水、米四分作 畑三分作以下、大正二年 につぐ不作				
三	一、六五五	一、四三二	豊					
二	一、三六〇	一、一七一	豊					
一	一、五二九	一、四四五	豊					
〇	〇、五五七	〇、六〇三	豊					
七	〇、四四三		豊	世界パニック、物価下 落、馬1/3 水田四分畑四分作馬価1/3 八月連雨、野深台地収穫 無				

八	一、六六五	一、五八五	豊	メナ耕地流失十一町歩	ハシカ、インフル エンザ流行	平取大火	地震頻発
九	〇、九一三	〇、九七四	凶	夏低温、四・四分作	大凶作(降雪)	三石大火	三陸津浪
一〇	〇、七七七	〇、三二八	凶	八月連雨、近年中でひどい	台風の被害あり	沙流川氾濫	
一一	一、五八九			六月降雨、小豆蒔直し	大豊作		
一二	一、七九九	一、五五六		大小豆六分作			
一三	一、八八一			米三分作、大小豆三分作			
一四	一、八四一			イモチのため米五分作			
一五	一、〇六八	〇、九七〇	凶	旱天にて燕麦五分作		平取大火(五月)	降雪大豆落ちる
一六	〇、八七九			九月上野深洪水		平取大火(四月)	
一七	一、六二八	一、三三五					
一八	一、八三六						
一九	一、八六八						
二〇	〇、七五五						
二一	一、七四八						
二二	一、五二〇						
二三	一、七九二						
二四	一、八五三						
二五	二、〇七五						
二六	一、六六三						
二七							類似大火、 十勝沖地震

一〇 自然の災害

第四編 新時代への歩み

二八						富川町大火、 三石方面出水
----	--	--	--	--	--	------------------

大正十一年の出水  
 この年八月二十四日より二十五日にかけて、南方グアム島方面に発生した台風が三陸より道南道東地方を襲い、明治三十一年にくく大洪水をおこした。特に日高の諸河川は出水意外に早く沙流川の如きは死傷者五六名を出し、悲惨な状況を呈した。  
 管内の被害は、

浸水	水	一、一三六戸	流失	失	二二八戸
死者	者	四二名	傷者	者	十九名
浸水田地		一、〇四三町	収獲皆無		五六四町
流失水田		一三一町	浸水畑地		三、四六四町
流失畑地		九〇三町	収獲皆無		一、七〇三町

に達し、佐理太土功組合の取入口弱点を突破して市街地を襲った沙流川の洪水は、川東の民家を多く流失させ、やがてその土功組合と住民との間に損害賠償をめぐって訴訟沙汰に及び、これを機会に同村川東市街地の民家は多く川西に移つて集落の転移にも影響を与えた。また沙流土功組合も施設を大破し、これが復旧に巨費を必要とし、以来本組合の経営を難行せしめる原因となつた。  
 昭和六年の凶作

この年は春の到来が至つて遅く、その上曇天が多く日照不足のため各作物とも生育不良であり、秋霜もまた早く訪れて凶作となつた。「播種期になつても寒さが続き、播種は例年より約三週間もおくれ、更に病虫害の発生もあつた……」(赤心社記録)。  
 管内の作況は、田四分一厘、畑六分作であつた。

米作被害高

町村	耕作反別	収穫皆無	七割以上	五—七割	五割以上	一—三割	被害無
町	三三・三	三・六	二一・四				
右	六八・八	四〇・七	五・一	四六・五	八〇・五	三〇・〇	
左	二二・三	一五・一	一〇・一	四六・〇	四五・〇	二四・〇	
内	七四・七	三・五	八・三	四三・六	一五・一	五・三	
新	九四・〇	九四	三六・三	四九・〇	七四	二九・三	
静	一〇〇・六	二・一	一〇〇・九	三三・六	三三・五	二九・三	
三	三三・五	一六・五	二四・三	三三・二	三三・五		
荻	三三・五	三・五	三三・三	三三・二	三三・五		
浦	二〇・六	二五・〇	一六・四	一四・三	一四・〇	二・〇	
横	二〇・六	二五・〇	一六・四	一四・三	一四・〇	二・〇	
幌	五、三六・六	一八・六	一〇、二一・七	二、四三・六	一、〇五・二	五八・六	
計							

畑作被害高

町村	耕作反別	収穫皆無	七割以上	五—七割	五割未満	被害反別計
町	六四・八		三九・一		一九・六	四四・七
右				一六・九・五		
左					四八・七・六	
平	二、三六・七					二、二四・一
取						

一〇 自然の災害

一一一一

第四編 新時代への歩み

一一一一

町村	耕作反別	収穫皆無	七割以上	五—七割	五割未満	被害反別計
町	二、四八・〇		二二・〇	三〇・三	六三・三	九八・四
新	二、三三・〇			一、一四・八	六四・九	一、八六・七
静	二、八四・八		一五・〇	六二・七	八四・八	一、六六・五
三	一、五〇・〇		一六・三	一一・一	三三・三	一、八〇・六
荻	一、〇六・六		一五・七	三三・五	五五・五	一、〇三・七
浦	一、九七・一		三三・二	二二・八	一三三・八	八七・三
横	五九・三		三三・五	二四・七	三六四・七	五九〇・九
幌	三、四三・〇		一六・二	一、二六・二	三、八三・五	三、六六・四
計	一五、九七・二		八四・七	五、二六・九	三、八三・五	九、八四・一

昭和七年の水害凶作

この年は全道各地に水害があつたが管内は比較的軽微であつた。しかし七月以来連日の降雨により作物の生育は不良で、水田畑作を通じて五分未満の作柄は作付反別の六割に及び、前年の凶作に加えて生活は一層困難を加え、各町村より救済を要請する声が高まつた。

全国の場合前年にも増して多かつたが、農民の中には本道農業の前途に危惧を抱くものもあり、ために佐上北海道庁長官は各地を巡回し、またラヂオ、印刷物を通して、道民は先人の苦斗にかえりみ、失望落胆することなく奮起すべきことを促した。

政府もまたひとり本道の凶作のみならず、我国財界の不況と相まつて農村の疲弊と困憊は全国的なものであるのに鑑み、七年七月豊山漁村経済更生に関する方策を決定し、モデル町村を指定して集中的指導を加え他町村の範とすることにした。

様似村は昭和八年全道十八ヶ町村の一（支庁一村の割）として特別指導町村に指定された。即ち道庁支庁協力のもとに、特別な指導を加えて自治の精神を高揚し、行政財政面に刷新を加えて更生の实をあげしめるに努めた。同村は六月様似村地方振興委員会を設け、様似村是を審議し、これを実行に移した。特に牧野の改良土人住宅及生活の改善等に顕著な成績をあげた。

本凶作の管内総被害戸数は四、三三二戸を数え、収穫皆無二二二戸、七割以上被害一、四〇九戸、五十七割が一、五二八戸、五割未満一、一九四戸で、被害を受けなかつたものは僅か八六戸に過ぎなかつた。農民は食に事かき、児童の欠食するもの続出という有様で、給食費、学用品の給与が行われた。

日高七郡農会も凶作対策を定めた。

凶作救済土木工事は、地方費道路十九箇所、河川八箇所、町村工事一〇七計一三四、八二、〇九五円を施行した。また燕麦の食料化を計り、その精製器具に対して補助金を支給した。

昭和九年の凶作

この年の春までは気候順調であつたが、七、八月に入つて気温低下し、大正二年の凶作時の気象条件と酷似して人々を憂慮させた。九月中旬より気温は平常に復したが、既に作況を取かえずことは出来なかつた。

日高は茨伏村の五分作、様似村の三分作をのぞいてはすべて七分作で、比較的被害の軽微であつたことは不幸中の幸であつた。この年は北見根室等の北辺に甚大な打撃をあたえ、離村者を多く出し、或は水田の畑地換えが行われた。日高管内では、日高村が水田から畑作への一路を辿ることとなつた。

昭和十年の風水害

九月二十五日、小笠原島北方に起つて関東地方に未曾有の水禍をもたらした台風は、二十六日三陸地方より北々東に向つて進行し、同日午後より二十七日午前にかけて、豪雨暴風となつて日高の沿岸をおそつた。時恰も満潮時であつたため、海嘯のごとき高波を生じ、各沿岸村落に甚大な被害を与えた。

#### 一〇 自然の災害

二二三

#### 第四編 新時代への歩み

二二四

同二十六日午後浦河測候所は警報を発し、各関係機関は臨海漁村に避難を命じたが、果せるかな二十七日の未明には最高八米平均六米の高浪に数度おそわれるにいたつた。沿岸にある漁船、木材は浮遊して家屋にしよう突し、電柱を倒壊して一帯を暗黒の巷と化した。被災地域は根室釧路十勝日高胆振の各支庁に及び、日高では死者一、負傷者六〇（内一名死亡）計六一名、建物全壊一六八戸、半壊一八八戸、漁船の破壊または流失二五九、損害見積七十七万五千余円に及んだのである。

この他鉄道、道床、通信機関に及ぼした損害も巨額に達した（北海道凶荒災害誌）。

### 2 三陸の津浪と十勝沖地震

昭和八年三陸の津浪の余波

この年三月三日三陸沖に発生した地震は、陸上の震度はさまで強く観測されなかつたが、之に伴う大津浪は、三陸地方は勿論日高の沿岸にも多大の損害を与えた。

幌泉村ピタタヌンケ、オニトツブでは波高四・六米に及び、猿留では漁船の流失、道路の欠壊があり、庶野では六戸流失し、フンコツでは一家六人流失した。その他にも二名の死亡者があり、漁船の流失、家屋の流失大破など多数に上つた。たゞ西海岸は東海岸に比して損害は比較的僅少であつた。

被害表

死者	家屋流失	家屋破壊	船舶被害
一三人	一九戸	四八戸	二〇六

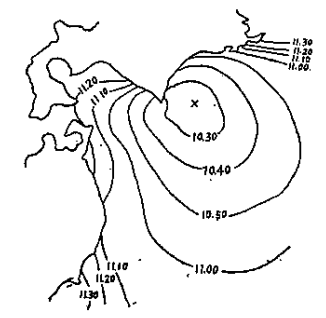
庶野の浜には北海道庁長官佐上信一の筆になる「地震海鳴りそら津浪」の記念碑がたてられている。（昭和八年、道庁、日高地方災害誌）

十勝沖地震  
地震の強さ

- 1 微震
- 2 軽震
- 3 弱震
- 4 中震
- 5 強震
- 6 裂震
- 7 激震
- x 震央



津浪の襲来  
例 10.30 = 10時30分



十勝沖地震

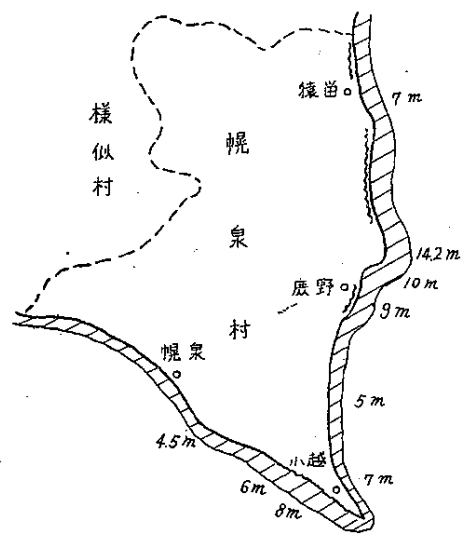
昭和二十七年三月四日午前十時二十三分ごろ、十勝沖を震源とする強い地震が道東を襲った。この地震は関東地震南海道地震につぐ震度をもつていた。その原因は日本海溝に接する急崖部が逆断層状に押し上げ、これによつて発生した震動と考えられる。同月末まで余震は顕著なるもの九回、稍顕著なるもの六回等総計九〇八回を観測し得た。津浪は道東方面では三―四米に及んだが、日高では

二〇 自然の災害

第四編 新時代への歩み

一―二米であつた。道東地方は折柄の流水が家屋橋梁等に大きな破壊作用を及ぼした。被害の総計は死者二八名、負傷者二八七名、行方不明五名、家屋全壊八一五、半壊一、三二四、一部破損、六、三九五、家屋全焼一四、半焼六、家屋流失九一、家屋浸水三二八、非住家浸水一、六二一、その他鉄道道路船舶港湾等に約一五二億八千余万円の損害を与えた。しかし発生が屋間であつたため、火災も少なく避難も適切であり、かつ事態の拾収に當つた関係者の行動も機敏適切であつたので、被害を最小限度にいとめることができた。(北海道庁―十勝沖震災誌)

昭和八年三月三日午前二時半幌泉村津浪襲来図



日高支庁管内町村別罹災状況表(住宅の部)

町村	罹災戸数	同上人員	被害額	全壊			流失			大破			中破			小破		
				戸	口	金額	戸	口	金額	戸	口	金額	戸	口	金額	戸	口	金額
門別	二六	一〇七	五,五〇〇	三	一三													
新冠	三三	一〇二	一,七〇〇	一	九													
荻伏	四四	二二九	四,六六九	二	八													
浦河	二七〇	一,二〇〇	四六,一五三	七	三〇													
椋似	八八	四,五五〇	一七,六六九	一	一〇													
幌泉	三	一六	九〇〇	一	五													
静内	四七	一,八三三	一五,七七九	三	八													
石	九七	四,五七〇	七三,六九〇	三	二四													
計	五,五〇七	二四,七九四	一,四七〇,三三九	二四	一〇〇													

農業被害は冬季であつたため軽減されたが、河川沖積地は地盤軟弱のため農家住宅をはじめ、營造物にすくなからぬ被害があつた。家畜被害は牛負傷五、馬斃死五、負傷五、サイロ破壊三六。

林業については炭焼窯が壊滅し、管内八三基が破壊され、特に主産地門別方面は甚大な損害を被つた。

漁船の被害は動力船五五、無動力船一〇七、計一六二に達した。漁具は船空釣、延縄、刺網等五、二八一万円に達した。

商工鉱業方面では、商品の流失破壊損失はもとより、店舗倉庫等管内の被害は一、五五三万円に及んだ。工場は一〇一工場中被

一〇 自然の災害

第四編 新時代への歩み

管三〇工場、建物機械資材製品など管内四、二八三万円に達し、また日東鉱山は機械及び施設に三四六万円の被害があつた。その他管内小発電施設は八〇〇万円の損害をうけた。

保健衛生施設では浦河の日赤病院が大破したのをはじめ、各保健所診療所も被害があつた。日赤病院は患者五八名を収容していたが、職員及び奉仕団、学生等の活動によつて全員無事に避難した。浦河保健所は地盤軟弱の上に、建物が老朽していたため、殆んど全滅にちかいかい被害を受けた。

浦河港は護岸の破壊流失をうけ、荻伏、節婦、東栄の各港もそれぞれ被害があつた。

学校では幌舞、本桐、歌笛、椋似の各小学校、春立中学校は全壊し、岡田、厚賀、清島、大狩部、太陽、滑若、東静内の各小学校は半壊し、その他被害は三十余校に及んだが、生徒は適切に避難し軽傷者一人を出したに過ぎなかつた。道立浦河高等学校は二階建本校舎が傾斜大破し、平屋建校舎も十乃至十三度傾斜し、屋内運動場も倒壊寸前の状況を呈し、新校舎は階下落下し家政室と共に全壊し、事務職員重傷一、軽傷一、生徒軽傷一を出し、全道高校中最も大きい被害をうけた。

その他電線通信鉄道道路自動車等の被害も甚大であつた。道には田中知事を中心とする十勝沖地震対策本部が設けられ、即刻救難活動が開始された。折から出札中の佐々木茂一支庁長はトラツタに便乗して夜を徹して浦河に帰任し、日高震災対策本部を整え、各方面と協力して事態の拾取にあつた。かくて浦河、三石、椋似、荻伏の四ヶ村には遂に災害救助法が発動された。

浦河町では蛸崎町長が緊急議会を招集して諸対策をたて、光照寺に避難所を開設し、十三世帯を収容し、婦人会青年団は之に協力した。消防本部は給水にとめた。

田中知事は五日午前十時米軍機により、日高沿岸を経て災害の中心地十勝釧路にとび、空から惨状を視察した。六日米軍の好意による食糧が配給され、また米、乾パンの特配も行われた。医薬品も配給され疾病発生防止にとめた。治安維持のため国警の活動も活発に行われた。

浦河警備救難署は、この地方の状況を関係方面に打電した第一の通信施設であり、また補助巡視艇あやなみを出して沿岸の状況調査にあつた。巡視船だいは、浦河に急行し、更に釧路へ向つた。

中央では内閣に臨時対策協議会を設置し、各関係方面と協力して対策をたてることとし、また国会よりは衆参両院調査団が現地入りをして、道議会も慰問団を派遣した。

皇室よりは八日御内帑金を下賜され、十三日には野田建設大臣に道民に対する有難い御言葉をお賜つた。田中知事は十八日参内して状況を奏上したが、天皇よりは「災害を最小限度に止めることが出来たのは大変喜ばしいことと思う。罹災者も災害対策に従事する関係機関の職員も十分体に気をつけて、協力一致復旧に励むよう」との御言葉を賜つた。

### 3 干珠丸の油害事件

襟裳岬附近の海難については前篇でふれたが、昭和六年四月幌泉村歌露海岸に坐礁した干珠丸の油害事件は特殊なものであつた。同船を救助作業中更に船体に破損を生じ、強風にあふられて遂に六日中央部より折損し、グレオソート並に燃料重油等一、二〇〇屯が流失した。この油類は風浪と共に沿岸に沿うて次第に移動し、東に襟裳岬をこえて小越に達し、西は冬島嶽山にまで及び、沿岸の砂浜は暗黒色を帯び海水は白濁して油風して波さえたない状況を呈した。沖合二哩にわたる地点まで棲息する魚類は斃死して打上げられ、海草類は完全に死滅した。沿岸漁業に依存する漁民は生活のよりどころを失つた。

本件に関し関係方面は政府に救済をもとめたが、天災地変と同様の取扱いをうけることは法令の整備されていない関係上成立せず。失業救済事業費として人夫一人当六十銭、二九万人合計一九万五千円の支出を受けることとなつた。之によつて小越(東洋) 庶野間三里の自動車道路の開鑿が行われ、昭和七年三月開通して地方の発達に便した。

かくて油害の除去には数年を要したが、住民は沖合漁業の進出を企図して動力船の購入補助を申請し、また九百町歩に近い農耕地を有し乍ら不振であつた農業方面にも努力しようとし、特に有畜農業に主体をおき、牛三〇頭購入に対し半額の道費補助を得て、経営の多角化に一步をすすめることとなつた。

### 一〇 自然の被害

一一九

### 第四編 新時代への歩み

一一三〇

## 一一 交通の整備

### 1 日勝道路と右岸道路の開通

#### 日勝道路の全道

近藤重蔵の住時から襟裳半島の沿岸道は東西連絡の要地であり、本道の三大險道を以て聞こえたところであつた。後国道南海岸線四三号として本道の内部未開発時代には須要の役割を演じたが、開拓は上川にすぎみ富良野盆地に及びやがて十勝との道路及び鉄道の開通するに及んでは、襟裳岬の険隘は行人稀なところとなつた。沿岸に一条の主要路を有するにすぎない所謂日高路は、この歴史的な山道を啓開して新進の穀倉十勝と連絡することは、管内開発上の主要課題であつた。

大正十三年の浦河支庁施設概要は当時の現況を次のように述べている。「地方費道浦河帯広線の浦河幌泉郡国境間は延長二十有里にして冬島二雁別間二里余及庶野猿留間山道二里余の箇所は未開鑿なれども冬島二雁別間は今年度に於て開鑿の運に属し其他凡そ十五里余は開鑿せり。開鑿道中棟似塩釜山道は勾配急にして殊に海岸に於ける山腹なるを以て路面軟弱常に湿潤を帯び粘着力強く往來特に困難なるを以て路線を変更するにあらざれば交通不可能の状態に在り猶浦河幌泉国境間中庶野猿留間地方費道は行程五里所謂猿留山道にして急峻なる山嶺溪谷を昇下し其間厄介橋等の難所あり且勾配頗る急にして殊に七曲の如き一層急峻にして其間五里余の長きに及び人馬の行歩頗る艱難なり毎年十一月より四月までは積雪深く交通全く杜絶の状態にあり、従つて一般旅行者は一に海岸道路(三里)に依るの外なきも亦本道著名の難道にして婆殺、祭文殺等の難所あり、約二里の間は断崖絶壁の下僅に波浪を避け海浜を往來すると雖も岩礁起伏し交通頗る困難にして人馬尙辛うじて行通するに唯一の路線なるを以て逐年往復繁劇を加へ該区間の未開鑿は実に同地方の発達を遲滞せしむること大なり。特に幌泉郡は夏季低温にして農耕に適せざるも牧畜及び小産業の發達実に見るべき